慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | J・ヴィンケルマン編『M・ウェーバー・國家社會學』 |
| Sub Title | M. Weber : Staatssoziologie ; mit einer Einführung und Erlänterungen, herausgegeben von J. Winckelmann, 1956 |
| Author | 多田, 眞鋤(Tada, Masuki ) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1958 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.31, No.4 (1958. 4) ,p.72- 76 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 紹介と批評 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19580415-0072 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 紹介と批評

## Max Weber: Staatssoziologie; Mit einer Einführung und Erläuterungen

herausgegeben von Johannes Winckelmann, 1956, Berlin.

J・ヴィンケルマン編

『M・ウェーバー・國家社會學』

### I

マックス・ウェーバーについては、ここで他言を要さないと思われる。ここに紹介を試みるJ・ヴィンケルマンの編著「マックス・ウェーバー・國家社會學」(Max Weber: Staatssoziologie; Mit einer Einführung und Erläuterungen, herausgegeben von Johannes Winckelmann, Berlin, 1956)は、いわばマックス・ウェーバーの「政治・國家學」の論文集であつて、すべてウェーバー全集に收錄されてあるものであり、散在しているそれらの諸論說を、ヴィンケルマンが一定の視角に基づいて、「國家社會學」と題し、再編成したものであるといえよう。

ヴィンケルマンには、この編著以外に、「マックス・ウェーバーの政治・社會學における正當性と合法性」(Johannes Winckelmann; Legitimität und Legalität in Max Webers Herrschaftssoziologie, 1952) という著述があり、ウェーバーの「政治社會學」に關しては有數の研究家と考えられる。

當初に、本書の構成を一括して提示してみるならば、まず編者ヴィンケルマンの「序說」にひきつづき「近代國家の社會學並びに近代政黨と議會」という命題のもとに

一、近代國家の成立 (Die Entstehung des rationalen Staates)

二、正當性を得た權力を獨占する組織的支配團體としての近代國家 (Der rationale Staat als anstaltsmäßiger Herrschaftsverband mit dem Monopol legitimer Gewaltsamkeit)

三、行政としての國家的支配作用、政治指導と官僚支配 (Der staatliche Herrschaftsbetrieb als Verwaltung. Politische Leitung und Beamtenherrschaft)

四、政黨制と政黨組織 (Parteiwesen und Parteiorganisation)

五、國家機關としての議會と行政公開性の問題——指導者選出の課題 (Das Parlament als Staatsorgan und das Problem der Verwaltungsöffentlichkeit. Die Aufgabe der Führerauslese)

六、議會主義と民主主義 (Parlamentarismus und Demokra-

tie)

であり、更にウェーバーの著名な

正當的支配の純粋三樣式

一、合法的支配

二、傳統的支配

三、カリスマ的支配

を收めており、最後に編者ヴィンケルマンの「解説」を附している。以上の諸論説のうち、二、三のものはすでに有名な「職業としての政治」(Politik als Beruf) 等において、われわれに馴染み深いものであるから、それらを省略し、更に現代日本の政治狀況に示唆を與えると思われる論述を對象として、次に紹介を試みてゆきたい。

## 二

まず當初に、㈲「國家機關としての議會と行政公開性の問題——指導者選出の課題」(本書七一頁—八一頁) の「要旨」を紹介してみたい。

いかなる統治形態でも、被支配者の同意がなくては、その統治形態は存續してゆくことは不可能である。現在では、議會がこの同意の最小限度を外的に表現する手段である。

議會は、豫算案の承認や法案の拒否、等で官僚の行政作用に對して國民が無視できない存在であることを表明するところであるが、それ自體積極的に政治的指導に參畫することはできない。議會は、消極的政治 (negative Politik) をなすにすぎない。議會が、積極的政治の推進力になつている場合は、一般に「人民國家」(Volksstaat) と稱し、官僚支配に對して、議會が消極的に政治に參加するにすぎない場合は、「官憲國家」(Obrigkeitsstaat) と稱する。議會の活動は、人々がそれにいかなる愛憎を抱こうとも、否定することはできない。ビスマルクがその議會に對して行つたように、無力 (Machtlos) なものとすることはできても、存在を否定することは不可能である。議會における鬪爭で、多數を占めたものに、君主が政治的指導を委任する形式を採つているところでは、この最高の政治的地位を爭うのは、政黨の權力をめぐる鬪爭という形態をとるのである。全く反對に、「君主政治」のもとで、國家における最高の地位が、官吏の昇進の對象とか、君主の知遇を得ているものの獨占するところとなり、國家が政治に無力なところでは、政黨活動は本來の方向を失い常軌を逸した方向にむかつてゆくものである。「支配をする」とか、政治を「行う」とかいうことは、決して議會の多數が參加するところのものではない。議員の多數は、內閣を形成する頗る少數の指導者の後に從つてゆくにすぎない。

常に政治には「少數の原理」(Prinzip der kleinen Zahl) が支配している。すなわち、政治行爲とは、少數指導者集團の卓越した政治的策動を意味している。この Cäsaristische (專制的) な要素は、「大衆國家」において根絕してしまうことは不可能である。

多數の人々によつて行われる會議においては、公共性に對しての責任の歸屬が不明瞭であるが、指導者が存在すればこれらの不安は少くなる。それで、この指導者選出が一般投票で實施されるようになつて來る。

選擧によつて公職につく指導者を選ぶ方法が、從來までの經驗で

は二種類ある。

一つは地方的共同體のように、人々が定住して相互によく知りあつているような場合であり、他は大衆國家において、國民の中から最高政治指導者を選出する場合である。

アメリカにおいては、大統領によつて任命された司法官の方が、國民によつて選出された司法官よりも「有能性」と「清廉性」において優れている。それは任命された指導者が、官吏の選良として責任感ある立場で行動するからである。政治とは、究極において指導者の行うところのものであつて、これはいかなる國家體制においてもその原則には變化はないものである。かくして、演說を行う議會のみでなく、實質的に活動する議會が、單なる煽動家（デマゴギー）でなく、實際的な政治的指導者を成長せしめ、選出されることを準備する基盤である。實質的な議會の課題は、まず第一に、官僚行政をコントロールするところのものである。官僚行政を積極的にコントロールするためには、その前提條件を必要とする。

すなわち、官僚の權力的地位が、いかにして確保されているかを明らかにしなければならない。すべての官僚の權力的地位は、行政の分業的技術以外に、二つの種類の知識にもとづいている。まず第一は、專門教育によつて習得した廣義の意味における「技術的」な專門知識である。しかし、專門知識のみが官僚の權勢を基礎づけているものではない。

官僚が占めている公的機關の手段によつて入手しうる權威ある具體的な諸事實、すなわち、「職務上の知識」（Das Dienstwissen）をもつている。官僚行政を議會がコントロールするには、專門知識のみならず、この「職務上の知識」をも把握しなければならない。しかし、官僚は、これに對して「職務上の秘密」（Dienstgeheimnis）保持の名目で拒否し、議會からのコントロールに對抗できる。そこで議會內に設置されたいわゆる行政委員會が、官僚からその知識を提供させることができなければ、議會は國家機關として行政をコントロールすることはできない。

それでこの委員會で充分に知識を習得した「職業的議員」（Berufsparlamentarier）のみが、單に煽動家やディレッタントでなく、實際の責任ある指導者となることができる。

このような指導者を育成し、その活動をさせるには、議會內の全構造がそれに適合するように構成されていなければならない。

## 三

(六)「議會主義と民主主義」の要旨を次に簡單に述べてみよう。

議會主義と民主主義は、相關關係にあるのでなくむしろしばしば相對立するものである。最近では、一般に必然的に對立するものであると信じているものも少くない。何故なら現實的な議會主義は、「二大政黨制」になり、そしてこれは政黨の內部において貴族主義的な「名望家支配」（Honoratiorenherrschaft）になる可能性がある。イギリスの議會制にも、フランスの議會制にも、その內容には相違があつても、この「名望家支配」という根本的性格には相違はない。

二大政黨制は、工業（インドゥストリーシュタート）國においては、ブルジョアジーとプロレタリアートに近代的經濟階層が分裂し、更に「大衆の福音」

(Massenevangelium) としての社會主義思想が普及したことによつて不可能となつてきた。その分裂は、いわゆる「宗派的」(konfessionelle) 範圍の問題でもある。なかんずくドイツにおいてはそうである。ドイツにおいてはかつての舊教對新教の對立のような狀態にある。このような工業國では、少くとも四、五個の大政黨が並存して、連立政權を必然化し、あるいは賢明に働く君主の權力が存在することが大切である。

民主主義化とデマゴギーとは表裏一體のものである。いかなる國家體制でもこのことは妥當してくる。近代國家の君主もまたその方法でデマゴギーの道を歩む。民主主義から派生するデマゴギーと議會主義における政治指導者は一緒のものであろうか。民主主義と議會主義の關係はいかなるものであろうか。

大衆民主主義化の意味は、政治指導者が名士の集會で彼の選出を協議され、候補者として公示され、議會に進出してくるのではなく、大衆デマゴギー的方途によつて大衆の信頼をうけ、從つて權力を掌握している點にある。政治指導者を直接國民投票で選出するマス・デモクラシーの方法は、それが議會の信任にもとづくものでなく、大衆の信任に基礎をおくものである限りにおいて獨裁政治に陥り易いといえる。

國民投票は、選擧の手段と同樣に立法の手段としても、その技術的特色に從つて內的限界がある。すなわち、國民投票は單に肯定か否定を答えるだけである。いかなる大衆國家でも、宗教的、社會的、地域的對立が存在しているから、豫算や法律案はその本質上妥協的なものであるべきである。しかし、國民投票では單にイエスかノーをきめるだけの機能しかないので、妥協的な問題に對しては實質的な效果がない。國民投票はそれが妥當する狀況において用いられることに對して積極的に反對する理由はなにもない。

しかし、勢力ある議會が存在するならば國民投票はさして重要な意味を持たない。

權力ある議會は、官僚を統制し、行政の公開性を確保し、豫算や法律案の決定のために政黨が話し合える場としての意義があり、更に以上のことを充分に機能できる議會は大國家においては不可缺の存在である。卓越した指導者が、どのような手段によつて選出されるかが最も重要な問題なのであるが、マス・デモクラシーにおいては、デマゴギーのように大衆の感情を動かすことによつて直ちに出現してしまうというおそれがある。

議會主義では、議會における委員會活動によつて專門技術を身につけた優秀な大衆政治指導者が擡頭してくる。その故に單にマスの感情にアッピールする場合よりは、信頼できる指導者が選出されやすい。

現今の條件のもとにおいては、强力な議會、責任ある議會政黨が國家指導者としての大衆指導者の育成や選出を確保するものとして政治の基本條件である。マス・デモクラシーの政治的危險性は、まず第一に政治におけるエモーショナルな要素の强くなる可能性が多くなることである。大衆は實際に目先のことしか考えない。大衆は非合理的、情緒的なものであるからこの危險性を除くためには、㈠討議に參加するものがなるべく少數であること、㈡責任の歸屬性を明確にすることが必要である。未組織な大衆は政治的に全く非合理

的な存在である。このような大衆によるデモクラシーは、「Die Demokratie der Straße」である。このような「Straßenherrschaft」の非合理性を除くためには、デモクラシーは少數者の責任ある支配という形態をとるべきであり、以上の意味での指導者が現れる最善の體制は「議會主義」である。

以上が二編の論說の簡單な「要旨」であるが、マックス・ウェーバーは、二編を通じて「議會主義」の重要性を力說している。

同時代のハンス・ケルゼンもその著「Das Problem des Parlamentalismus, 1925」において「近代民主政治の實在性は一にかかつて、議會が現代の社會問題を解決するのに適切な道具なりや否やにあるのである。實は、民主政治と議會主義とは同意義ではなく、民主政治は議會なくして考えられる。しかしながら近代國家にとつては、この直接民主政治・國民集會での國家意思の形成は實際上不可能である。人は議會主義が、民主政治の理念を今日の社會的現實のうちで實現しうる唯一の可能なリアルな形態であると信じ切つている。したがつて議會主義の解決は同時に民主政治の解決である。」と示唆しているが、議會制と民主制の問題は、ワイマール・ドイツの問題であるのみならず、わが國の現今の政治狀況に對しても重要なアウフガーベとして問題提起がなされているといえよう。

（多田眞鋤）

## Georges Spyropoulos; La Liberté Syndicale 1956, p. 375.

ジョルジュ・スピロオプロ著

## 『團結權』

一　團結權の本質は、團結の自由にある。團結の自由は、團結への自由、團結における自由、團結からの自由というようにその焦點をいずれに置くかによつてさまざまの映像として理解できる。本書は、團結の自由を國家と勞働組合との關係における自由、勞働者個人の面からみた自由、職業集團としての勞働組合の自由というように、三つに大きく分析して考察する。

ところで、本論に入るにさきだち、本書は、團結權と結社權との相違を述べる。團結の自由は、職業上における結社の自由の現れの一つであるが、團結の自由を現實化した勞働組合は、主として職業上の勞働者の利益を擁護する目的を持つている。ここに團結の自由は、人間の活動面を主體としてその領域に出現し作用する。かつ團結の自由は、結社の自由よりもより必要度の高いもので、なんらかの職業につくということは、當然に團結權が、その背後において勞働者の行動に關連性を持つてくるものであることを意味している。また團結の自由は、勞働者個人の自由であると同時に集團の自由で